

UC フリートカード特約（二社間用）

第1条（目的）

本特約は、申込書記載のカード会社（以下「当社」と称します。）のクレジットシステムを利用し、申込書記載の車両の給油及びカーメンテナンス代金、並びに ETC システム利用による通行料金などを決済するための特約を定めたものです。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「カード」とは、本特約に基づき当社が発行するクレジットカードの機能と ETC カードの機能を兼ねたカードである UC フリートカードをいいます。
2. 「加盟店」とは、ユーシーカード株式会社が契約したクレジットカード加盟店をいいます。
3. 「SS」とは、加盟店のうち、当社から所定の案内などで指定した石油元売会社系列のガソリンスタンドをいいます。
4. 「利用可能加盟店」とは、SS と道路事業者を総称していいます。

第3条（法人会員）

当社に対し、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「会員規約」と称します。）、UC ETC カード特約、及び本特約を承認のうえ、当社が発行するカードの利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人または団体（以下「法人」と総称します。）を UC フリートカード会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第4条（カード利用単位（組織）、管理責任者）

法人会員は入会にあたり、カードの発行を希望する車両の管理単位（以下「カード利用単位（組織）」と称します。）及びカード利用単位（組織）の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。

第5条（車両）

1. 当社は、カード利用単位（組織）に所属する営業車両、及びその他の車両で当社が認めた車両に対し、カードを発行します。
2. カード表面に印字されるカード名義は、当該車両の車両番号（ナンバープレート）とします。
3. 管理責任者は、法人会員に代わって、カード発行の対象となる車両を選定し、所定の方法により届け出るものとします。

第6条（カード使用者）

カードは、法人会員に所属する役職員であって、当該車両を使用する者（以下「カード使用者」と称しま

す。)のみが利用できるものとします。

第7条 (カードの発行と管理)

1. 法人会員へのカード発行は、管理責任者からの申込に基づき、当社が第5条に規定する車両に対し行います。なお、カードと会員規約・UC ETCカード特約、本特約は、原則としてカード利用単位(組織)の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。
2. 法人会員は、カード受領後、管理責任者をしてカードの表示に誤りが無いことを確認のうえ、カードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちに当社に通知するものとします。

第8条 (暗証番号)

1. 当社は、管理責任者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。ただし、法人会員又は管理責任者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。
2. 法人会員及び管理責任者は、暗証番号をカード使用者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 法人会員、管理責任者又はカード使用者が、法人会員、管理責任者又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られたことから生じた損害は、法人会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員、管理責任者又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第9条 (カードの利用範囲)

1. 法人会員及び管理責任者は、カードの利用範囲が、カードに表示された登録番号の車両による利用可能加盟店での利用に限定されることを確認のうえ、カード使用者に遵守させるものとします。
2. 法人会員は、利用可能加盟店以外で当該カード利用代金が発生した場合についても、利用可能加盟店での利用と同様の方法で当該代金を支払うものとします。

第10条 (加盟店への連絡等)

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して、カード表面記載の車両に対する給油・カーメンテナンスであること、または当該車両によるETCシステム利用であることを確認する場合があります。法人会員はこれを了承するものとします。

第11条 (カード及び車両の盗難、紛失届出の方法)

法人会員は、カードまたはカード券面記載の車両を盗難、詐取、横領もしくは会員番号等カード上に記さ

れた情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合に、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとします。その際は、会員番号またはカード表面に記載された車両番号の通知を要することとします。

第12条（券面記載車両の使用終了時の対応）

管理責任者はカード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちに当社あて所定のカード使用取消手続きを行うものとします。

第13条（免責事項）

当社は、カードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及び ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第14条（特約の変更等）

1. 会員規約第21条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第21条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
2. 本特約に特に定めのない事項については、会員規約及びUC ETCカード特約を適用するものとします。

【下線部分は改定部分を示します。】

UC フリートカード特約（三社間用）

第1条（目的）

本特約は、申込書記載のカード会社（以下「当社」と称します。）及び申込書記載のオートリース会社（以下「リース会社」といい、当社とリース会社を総称して以下「両社」と称します。）の業務提携に基づき、当社のクレジットシステムを利用してリース会社のリース車両の給油及びカーメンテナンス代金、並びにETCシステム利用による通行料金などを決済するための特約を定めたものです。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「カード」とは、本特約に基づき当社が発行するクレジットカードの機能とETCカードの機能を兼ねたカードであるUCフリートカードをいいます。
2. 「加盟店」とは、ユーシーカード株式会社が契約したクレジットカード加盟店をいいます。
3. 「SS」とは、加盟店のうち、当社から所定の案内などで指定した石油元売会社系列のガソリンスタンドをいいます。
4. 「利用可能加盟店」とは、SSと道路事業者を総称していいます。

第3条（法人会員）

UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「会員規約」と称します。）、UC ETCカード特約、及び本特約を承認のうえ、当社が発行するカードの利用をお申し込みいただき、両社がカード利用を承諾した法人または団体（以下「法人」と総称します。）をUCフリートカード会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、両者が承諾をした日に成立するものとします。

第4条（カード利用単位（組織）、管理責任者）

法人会員は入会にあたり、カードの発行を希望する車両の管理単位（以下「カード利用単位（組織）」と称します。）及びカード利用単位（組織）の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。

第5条（車両）

1. 当社は、法人会員がリース会社と締結したリース契約に基づき使用する営業車両、及びその他の車両で両社が認めた車両に対し、カードを発行します。
2. カード表面に印字されるカード名義は、当該車両の登録車両番号とします。

第6条（カード使用者）

カードは、法人会員に所属する役職員であって、当該車両を使用する者（以下「カード使用者」と称します。）のみが利用できるものとします。

第7条 (連帯責任)

法人会員は、カードにより生ずる当社への一切の責任を、リース会社と連帯して引受けるものとします。

第8条 (カードの発行と管理)

1. 法人会員は、カード発行を希望する場合、管理責任者よりリース会社を経由して当社に申し込むものとします。
2. 当社は前項の申込に基づき、当社が第5条に規定する車両に対しカードを発行します。なお、カードと会員規約・UC ETCカード特約、本特約は、原則としてリース会社を経由してカード利用単位(組織)の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。
3. 法人会員は、カード受領後、管理責任者をしてカードの表示に誤りが無いことを確認のうえ、カードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちにリース会社を経由して当社に通知するものとします。

第9条 (暗証番号)

1. 当社は、管理責任者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。ただし、法人会員又は管理責任者から暗証番号の届出が無い場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。
2. 法人会員及び管理責任者は、暗証番号をカード使用者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 法人会員、管理責任者又はカード使用者が、法人会員、管理責任者又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られたことから生じた損害は、法人会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員、管理責任者又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第10条 (カードの利用範囲)

1. 法人会員及び管理責任者は、カードの利用範囲が、カードに表示された登録番号の車両による利用可能加盟店での利用に限定されることを確認のうえ、カード使用者に遵守させるものとします。
2. 法人会員は、利用可能加盟店以外で当該カード利用が発生した場合についても、利用可能加盟店での利用と同様の方法で当該代金を支払うものとします。

第11条 (加盟店への連絡等)

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は(加盟店に対して、カード表面記載の車両に対する給油・カーメンテナンスであること、または当該車両による ETC システム利用であることを確認する場合があります)、法人会員はこれを了承するものとします。

第12条 (代金決済)

1. 当社は、リース会社を通じて、毎月のカードのご利用代金（以下「利用代金」と称します。）を、所定のスケジュール・方法により、ご利用内容明細書として法人会員に通知します。
2. 法人会員は、リース会社が、利用代金を、法人会員に代わり所定の方法により当社へ立替払いすることを了承するものとします。
3. 法人会員は、前項によりリース会社が立替払いをした利用代金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとします。

第13条 (カード及び車両の盗難、紛失届出の方法)

法人会員は、カードまたはカード券面記載の車両を盗難、詐取、横領もしくは会員番号等カード上に記された情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合に、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとします。その際は、会員番号またはカード表面に記載された車両番号の通知を要することとします。

第14条 (券面記載車両の変更時の対応)

管理責任者は、カード券面に記載された登録番号の車両を変更する場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定の変更手続きを行い、カードの再発行を受けるものとします。

第15条 (券面記載車両の使用終了時の対応)

管理責任者はカード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定のカード使用取消手続きを行うものとします。

第16条 (退会およびカードの使用取消と返却)

法人会員は、退会、特定のカード利用単位（組織）の廃止および特定のカード使用者の使用取消を行う際には、リース会社を経由して当社に所定の手続きを行うものとします。

第17条 (免責事項)

両社は、カードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及び ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第18条 (本特約の変更等)

1. 会員規約第21条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第21条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
2. 本特約に特に定めのない事項については、会員規約及びUC ETC カード特約を適用するものとします。